

「日本音楽療法学会誌」 審査規定

1. 投稿論文（以下、論文）の審査は、この規定の定めるところによる。
2. 論文は以下の区分を設ける。審査は、下記の区分に則って行う。
 - ・原 著：独創性に富む学術論文
 - ・総 説：ある主題についての研究動向の展望論文
 - ・事例研究：音楽療法の実践を通して得られた新たな知見、経験を提供する研究論文
 - ・資 料：音楽療法の実践及び研究に活用できるとされる知識、情報を提供する論文
3. 学会事務局（以下、事務局）は、投稿または再投稿された論文を編集委員会委員長（以下、委員長）と同副委員長（以下、副委員長）に送付し、委員長及び副委員長は、投稿論文が投稿規定及び学会の倫理ガイドラインに定められた要件を満たしているかを確認する。要件が満たされていない場合は、不備な点を示して投稿者に通知する。なお、投稿者との連絡は、事務局を通じて行う。
4. 投稿された論文の審査にあたっては、編集委員会において協議の上、編集委員会委員（以下、委員）の中から責任担当委員を決定する。
5. 編集委員会は協議の上査読者を選出し、3名で審査を行う。査読者は原則学会員から選出するが、必要に応じて非会員から選出することもできる。著者に利害関係者が含まれている論文に関しては、当該委員は審議に加わらないものとする。なお査読者の選定期間は、約1週間とする。
6. 査読者への依頼は事務局が行い、承諾が得られた場合は、関連書類を送付（メールにて添付または郵送）する。承諾が得られない場合は、委員長及び副委員長に通知するとともに、編集委員会で査読者を再選出する。審査は著者名を秘して行うことを原則とする。
7. 査読者は、以下の基準に則して掲載の可否を判断し、事務局に報告する。
 - 1：採択（無修正、もしくは僅かな修正のみで採択可能であり、再査読は不要である場合）
 - 2：要修正（修正後再審査を行うもので、修正の結果、採択される場合もあれば、不採択となる場合もある）
 - 3：不採択（本誌に掲載することが不適切である論文、または多少の修正では採択が認められない論文）投稿された論文の種別にそぐわない場合は、査読者が適切だと思われる掲載種別を選択することができる。
8. 修正と審査のサイクルは、どの論文区分においても原則3往復までとする。なお、審査区分が変更になった場合は、変更してから3往復を原則とする。「1：採択」となってからの微修正については、この3回に含めない。
9. 審査期間は、どの論文区分においても1ヶ月とする。審査期間終了1週間前に、事務局は査読者にリマインドメールを送る。
10. 査読者の審査結果は編集委員会に報告され、編集委員会において結果の審議を行い、採否の決定を行う。査読者の審査結果が分かれた場合は、原則として多数となった結果を採用することとする。ただし、編集委員会の合議に基づいて、審査結果は変更されることがありうる。論文の投稿者に対する返答の文言は、基本フォーマットに則り責任担当委員が担当する。
11. 審査結果の通知は、責任担当委員及び査読者のコメントと共に、委員長名で、事務局から投稿者に通知をする。
12. 投稿者は、審査結果に異議がある場合（不採択の場合も含む）、審査結果通知の日から2ヶ月以内に委員会に異議申し立てを行うことができる。事務局が異議申し立てを受理した場合、委員長及び副委員長に通知し、編集委員会において審議する。場合によって、新たな責任担当委員のもとで初めて投稿された論文と同等の手続きで審査を行うことができる。なお、審査の異議申し立ては1回限りとする。
13. 論文審査において、本規定の取り決めのない問題が生じた場合には、編集委員会において対応を検討する。